

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構 理事長 新木 一弘

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程 (三年課程)	看護学科	夜・通信	10 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/campus-life/sirabasu/index.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構 理事長 新木 一弘

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学校運営会議は、当校の運営に関する事項について審議し、学校運営の円滑化及び適正化を図ることを目的として設置している。会議には学校関係者のみならず、多様な意見を反映させるために複数の外部委員を任命し配置している。外部委員の経験に基づく意見を学校運営に反映させることで更なる適正化が図られることが期待される。 会議構成員は、学校長、副学校長、事務長、教育主事、教員、事務主任並びに学校長が指名する外部委員として健康管理医、病院の看護部長および管理課長をもって組織する。 運営会議では、次の事項を審議するものとする。 - 一 本学校の規程の制定改廃 - 二 本学校の予算の執行計画 - 三 教育課程の編成に関する事項 - 四 各年度の教育計画に関する事項 - 五 学校の講師・実習施設の選定に関する事項 - 六 学生募集及び入学に関する事項 - 七 学生の単位・卒業認定に関する事項 - 八 学生の休学、復学、退学に関する事項 - 九 転入学者等の既習単位等の認定に関する事項 - 十 学生の就職に関する事項 - 十一 学校運営の評価に関する事項 - 十二 学校の施設設備に関する事項 - 十三 その他学校の運営に関し重要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
都城医療センター 内科医長	2026. 4. 1 ～2027. 3. 31	教育運営委員 健康管理医
都城医療センター 看護部長	2026. 4. 1 ～2027. 3. 31	教育運営委員 看護マネジメント論講師
都城医療センター 管理課長	2026. 4. 1 ～2027. 3. 31	教育運営委員
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構 理事長 新木 一弘

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・ カリキュラム実施状況については、学科は「学科教育小委員会」で、実習は「実習教育小委員会」で、各科目の内容、方法、進度、評価等について確認し、検討している。各小委員会で検討した内容は毎月開催している「教員会議」にて報告し、問題点や課題について全教員で検討している。 ・ シラバスには、科目名、単位・時間数、担当講師名と所属・職位等、配当年次、開講時期、到達目標、授業の概要、授業計画（内容・方法）、科目関連及び進度、試験・課題等の内容、評価方法、テキスト・参考文献、授業外における学修方法及び時間について記載している。 ・ 実習要項には、実習の位置づけと考え方、実習科目名、実習施設、実習期間、単位・時間数、実習の考察、実習目的、目標・行動目標・実習内容・実習方法及び留意点、実習要領、実習進度、実習記録と記載要領、実習評価基準について記載している。 ・ 毎年8月には次年度に向けての準備を開始し、シラバス・実習要項について検討をしている。 ・ 学生便覧に成績評価の基準について、以下のように記載している。 授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。 ・ 4月に全学生に対して学生便覧、授業計画書（シラバス）、実習要項を配布した後、履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表している。	
授業計画書の公表方法	https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/campus-life/sirabasu/index.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の評価

- ・ 科目ごとに、筆記試験、口頭試問、レポート及び実技試験等の評価方法を、シラバスの「試験・課題等の内容」「評価方法（配点を含む）」に記載している。
- ・ 実技試験や看護研究等についてはルーブリック評価表を作成しあらかじめ学生に説明している。評価の結果は、評価を担当した教員と講師で検討し客観性を保持している。
- ・ 実習においては、ルーブリック評価表を実習要項に掲載し、学生に説明している。評価は当該実習場所の看護管理者、実習指導者、担当教員で検討し客観性を保持している。

単位の認定・卒業

- ・ 単位の認定については学則に定め、学生便覧の学則・履修規程に掲載している。1月と3月の学校運営会議の議を経て単位認定を行い、単位修得状況については学生に通知している。
- ・ 卒業の認定については学則に定め、学生便覧の学則・学則細則に掲載している。1月に学校運営会議を開催し、卒業の認定を行っている。

学生便覧における評価の規程については以下の通り。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則

第18条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

3 授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

履修規程

第10条 当該学年終了時まで、所定の単位を履修した者については、学校運営会議の議を経て履修終了を認定する。

2 前項の規定により履修終了を認定された以外の者で、履修すべき科目が多い場合は原級にとどめることがある。

(卒業)

学則

第24条 学校長は、第18条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

学則細則

第10条 本学校に3年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた者については、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。

2 最終学年の終了時において履修の認定を受けていない科目があった場合は、卒業を認めない。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)	
・ 授業科目は各科目 100 点満点とし、評価基準は優（80 点以上）、良（70 点から 79 点）、可（60 点から 69 点）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格と設定している。 ・ 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出、100 点満点で点数化し、60 点未満、60 点から 69 点、70 点から 79 点、80 点から 89 点、90 点から 100 点を指標の数値とし、各指標の数値の中に該当する学生の人数を示した。下位 1/4 に該当する人数 9 人、及び、下位 1/4 に該当する指標の数値 77.0 点以下を示した。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/campus-life/policy/index.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
当校のディプロマポリシーを以下のように定め、学生便覧・ホームページに掲載し、公表している。 1. 何ものにもかえがたい人の生命を大切にでき、人権を尊重し、看護師としての倫理観を身につけている。 2. 看護の対象がもつ様々な機能と能力をとらえ、地域の中で様々な人々と関係をもちつつ自らの価値観のもと生活している人として理解することができる。 3. 対象のおかれている状況を多角的に捉え、科学的根拠のもとに臨床判断ができ、自らの判断を他者に伝え看護を実践できる。 4. 自らの経験を振り返ることで自らの強みと課題を整理し、強みを生かし課題達成に向け学び続けることができる。 5. 看護師としての役割を認識し、看護の対象を支えるチームの一員としての他職種と連携・協働できる能力を身につけている。 6. 自己のおかれた状況を把握し、自らの強み、価値観、取り組み方を知り、意義ある成果を生み出す能力を身につけている。 また、学則に定める卒業に係る判定については、学校運営会議の議を経て決定されている。 (卒業) 第 24 条 学校長は、第 18 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。 2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 (称号の授与) 第 25 条 学校長は、前条により、本学校看護専門課程看護学科を修了した者に対し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。 (資格の取得) 第 26 条 本学校医療専門課程看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/campus-life/policy/index.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構 理事長 新木 一弘

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nho.hosp.go.jp/files/000238062.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nho.hosp.go.jp/files/000238062.pdf
財産目録	
事業報告書	https://nho.hosp.go.jp/files/000238060.pdf
監事による監査報告（書）	https://nho.hosp.go.jp/files/000238062.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	103 単位	69 単位	10 単位	23 単位	0 単位	1 単位	
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120 人		109 人	0 人	9 人	78 人	87 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） - カリキュラム実施状況については、学科は「学科教育小委員会」で、実習は「実習教育小委員会」で、各科目の内容、方法、進度、評価等について確認し、検討している。各小委員会で検討した内容は毎月開催している「教員会議」にて報告し、問題点や課題について全教員で検討している。 - シラバスには、科目名、単位・時間数、担当講師名と所属・職位等、配当年次、開講時期、到達目標、授業の概要、授業計画（内容・方法）、科目関連及び進度、試験・課題等の内容、評価方法、テキスト・参考文献、授業外における学修方法及び時間について記載している。 - 実習要項には、実習の位置づけと考え方、実習科目名、実習施設、実習期間、単位・時間数、実習の考察、実習目的、目標・行動目標・実習内容・実習方法及び留意点、実習要領、実習進度、実習記録と記載要領、実習評価基準について記載している。 - 毎年8月には次年度に向けての準備を開始し、シラバス・実習要項について検討をしている。 4月に全学生に対して学生便覧、授業計画書（シラバス）、実習要項を配布した後に履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表している。

成績評価の基準・方法
(概要) ・ 科目ごとに、筆記試験、口頭試問、レポート及び実技試験等の評価方法を、シラバスの「試験・課題等の内容」「評価方法（配点を含む）」に記載している。 ・ 実技試験や看護研究等についてはルーブリック評価表を作成しあらかじめ学生に説明している。評価の結果は、評価を担当した教員と講師で検討し客観性を保持している。 ・ 実習においては、ルーブリック評価表を実習要項に掲載し、学生に説明している。評価は当該実習場所の看護管理者、実習指導者、担当教員で検討し客観性を保持している。 ・ 学生便覧に成績評価の基準について、以下のように記載している。 授業科目の評価は優（80 点以上）、良（70 点から 79 点）、可（60 点から 69 点）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) ・ 単位の認定については学則に定め、学生便覧の学則・履修規程に掲載している。1 月と 3 月の学校運営会議の議を経て単位認定を行い、単位修得状況については学生に通知している。 ・ 卒業の認定については学則に定め、学生便覧の学則・学則細則に掲載している。1 月に学校運営会議を開催し、卒業の認定を行っている。 学生便覧における評価の規程については以下の通り。 （授業科目の評価及び単位修得の認定） 学則 第 18 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。 2 出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 授業科目の評価は優（80 点以上）、良（70 点から 79 点）、可（60 点から 69 点）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。 履修規程 第 10 条 当該学年終了時まで、所定の単位を履修した者については、学校運営会議の議を経て履修終了を認定する。 2 前項の規定により履修終了を認定された以外の者で、履修すべき科目が多い場合は原級にとどめることがある。 (卒業) 学則 第 24 条 学校長は、第 18 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。 2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 学則細則 第 10 条 本学校に 3 年以上在学し、所定の全授業科目の単位修得の認定を受けた者については、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。

2 最終学年の終了時において履修の認定を受けていない科目があった場合は、卒業を認めない。
学修支援等
(概要) 1. 新入生に対しては、4月に入学時オリエンテーション・学習ガイダンスを実施 2. 全学年2回/年以上の教員の面接にて、学習指導と進路指導を実施 3. 成績低迷者への教員による個別学習指導の実施 4. 看護師国家試験対策として以下を実施 1) 全学年に看護師国家試験ガイダンスで傾向と対策について指導した後、学年に応じて以下の対策を実施 (1) 1年次；学習方法の指導 (2) 2年次；模擬試験後の解説学習会 (3) 3年次；模擬試験後の解説学習会、成績下位1/4の10名程度への個別指導 国家試験対策特別講義（全国国立病院機構附属看護学校副学校長・教育主事協議会九州支部主催の同時双方向型合同遠隔授業を含む） 5. スクールカウンセラーによる個別のカウンセリングを3回/月実施（希望者）している。また、4月には全学年の学生に対してカウンセラーによる講話の時間を設けている。 6. 心理カウンセラーによるメンタルヘルス講義2回/年の実施（全体）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
42人 (100%)	2人 (4.8%)	40人 (95.2%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 看護師（国立病院機構、公的病院等）			
(就職指導内容) 全学年に対し、教員から就職ガイダンスを実施。1年次から病院の見学会やインターンシップ等の案内を行い、参加を促している。 また、1・2年次には学校独自の就職説明会（宮崎県・鹿児島県内のNH0病院）を開催し、就職先選択の支援を行っている。（1年次は3月、2年次は12月に開催） 2年次後期～3年次にかけては、就職先の決定から就職試験に向けての個別対策支援（小論文の添削や面接指導など）を行っている。 各病院からの募集要項は、学生がいつでも手に取って見られるように、図書室に専用のブースを設置しており、学生からの相談にも適宜応じることができるように対応している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
129 人	4 人	3.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更、メンタルヘルスの不調による学業継続困難		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・ 各学年、年 2 回以上の個別面談を実施し、学生の学習状況・生活状況を把握している。メンタルヘルスの不調がある学生に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリングや心療内科への受診を勧めている。 ・ 成績低迷者の学生に対しては、適宜個別相談や指導を行っている。また、必要時、保証人を含めた面談を実施するなどして情報を共有し、生活面・心理面へのサポートに関しての協力が得られるように調整している。 ・ 場合によっては休学等を勧め、じっくり考える期間を設け、自分と向き合えるように支援するなど、一時の感情で退学することがないように援助している。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	200,000 円	550,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/about/ki_ji000890.html
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） 第三者評価を実施するにあたり、学校運営会議にて「学校評価規程」の検討・改定を行った。 ・ 教員による自己点検・自己評価を年 2 回実施。厚生労働省による看護師等養成所の自己点検・自己評価指針に準じて、9つのカテゴリーで自己点検・自己評価を実施する。評価は 4 段階評価（0：改善すべきである、1：改善の余地がある、2：満たしている、3：十分満たしている）で行い、改善すべきである、改善の余地があると評価した項目について重点的に改善に取り組んでいく。 ・ 学生による評価に関しては、カテゴリーⅨ（研究）を除く 8 カテゴリーで教員と同じく年 2 回評価を実施。4 段階で評価するとともに、改善を望む事項については自由記載ができる欄を設け、学生の意見が反映できるようにしている。 ・ 自己点検・自己評価結果及び学生からの学校評価、そして前年度の学校関係者評価結果で明らかになった課題の解決に取り組みその結果を 2 月までにまとめ学校関係者評価の報告資料とする。学校関係者評価（教育運営委員メンバー、同窓会役員、外部講師などによる評価）はこれまで通り 1 回/年を行う。 ・ 教職員は学校関係者からの評価結果（他者評価）と自己点検・自己評価の結果（自己評価）を教育活動及び学校運営に活用する。 ・ 上記取り組みを毎年度積み上げ、最低でも 5 年に 1 回は第三者評価を実施し、その結果を学校ホームページに掲載し公表するとともに、所轄庁に報告する。 ・ 第三者評価委員会は、当校の職員（学校関係者）以外の者で次の掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。 - 一 専修学校に広くかつ高い識見を有する者 - 二 教育、学校運営に精通する者 - 三 大学等の評価経験者 - 四 第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等 - 五 その他学校長が必要と認める者

第三者評価の委員		
所属	任期	種別
日南看護専門学校 校長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	専修学校に広くかつ高い識見を有する者
藤元病院 元看護部長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	教育、学校運営に精通する者
同窓会役員 鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校 元副学校長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	専修学校に広くかつ高い識見を有する者
同窓会役員	2025. 4. 1～2027. 3. 31	教育、学校運営に精通する者
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/about/ki_ji000890.html (令和7年度学校関係者評価結果)		
(備考)		
現在、第三者評価実施にむけて準備中であるため、「学校関係者評価」を実施している。第三者評価は令和12年3月に実施予定である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://miyakonojo.hosp.go.jp/mkango/
--